

公安委員会	太州会、浪川会及び三代目狭道会	令和5年2月9日
説明資料No. 1	の指定の確認について	刑事局

1 概要

令和4年12月9日に福岡県、同月15日に広島県の各公安委員会から、それぞれ次の暴力団に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書の提出を受けた。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

- (1) 太州会(主たる事務所:福岡県、代表する者:日高^{ひだか}博^{ひろし}、構成員:約70人)
- (2) 浪川会(主たる事務所:福岡県、代表する者:朴^{ぼく}政浩^{まさひろ}、構成員:約170人)
- (3) 三代目狭道会(主たる事務所:広島県、代表する者:池澤^{いけざわ}望^{のぞむ}、構成員:約70人)

2 指定の要件に該当すると認める理由

(1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

各団体は、次のとおり、資金獲得活動のため、その威力を暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

○ 威力を利用した資金獲得活動の状況

前回指定の効力発生日以降、各団体の暴力団員は、それぞれの団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う恐喝、覚醒剤取締法違反等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令等を受けている。

(2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

各団体の全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

(3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

各団体は、それぞれ、代表する者の統制の下、運営を支配する地位、他の暴力団員に指示又は命令をすることができる地位及びその他の地位の各階層を有し、階層的に構成されている一つの団体である。

1 トルコ共和国における地震の概要及び被害状況

2月6日午前4時17分(日本時間2月6日午前10時17分)に発生した非常に強い地震(マグニチュード7.8)により、トルコ南東部及びシリア北西部にわたる広域で被害が発生。

現時点で判明している死者数は、トルコ国内で6,234名(日本時間8日正午時点、トルコ政府情報)。

2 国際緊急援助隊(救助チーム)派遣の経緯

トルコ政府から日本政府に対する援助要請を受け、2月6日午後、外務省から当庁に対し、国際緊急援助隊の派遣に関する法律第3条に基づく国際緊急援助隊(救助チーム)派遣に関する協議があり、これに応じたこととした。

3 国際緊急援助隊(救助チーム)の編成

(1) 警察からの派遣人員

警察からは副団長・当庁企画課課長補佐(警視)以下合計23名(警察庁3名、警視庁13名、神奈川県警5名及び埼玉県警2名)及び警視庁の警備犬4頭。

(2) 救助チームの編成

外務省(団長)以下、警察庁、総務省消防庁、海上保安庁、独立行政法人国際協力機構(JICA)等から、73名で編成。

4 派遣日程

2月6日(月)から(帰国日未定)

5 国際緊急援助隊(救助チーム)の活動状況

6日午後9時00分 羽田空港で結団式

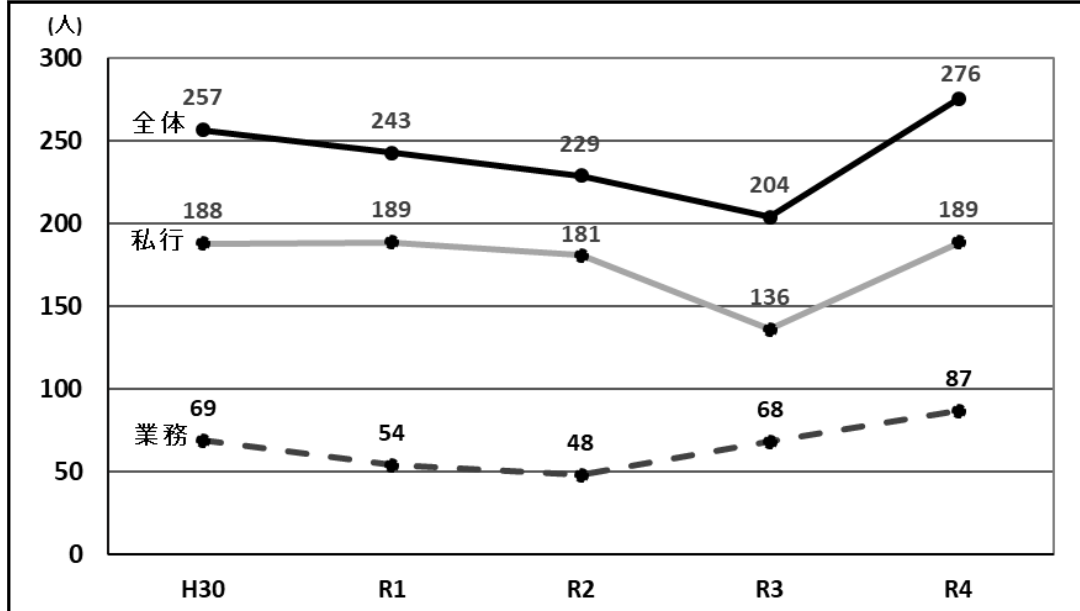
	出発	到着
第一陣 (神奈川県警3名含む)	6(月)22:50 羽田空港	7(火)12:25 (現地7(火)6:25) イスタンブール空港
第二陣 (警察庁等20名含む)	7(火)22:50 羽田空港	8(水)12:25 (現地8(水)6:25) イスタンブール空港

6 警察庁からの国際緊急援助隊(救助チーム)派遣実績

救助チームへの派遣は、今回が16回目。

前回は、平成29年9月メキシコ地震時の派遣。

1 懲戒処分者数の推移



2 主たる事由・処分別

(単位：人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
職務放棄・懈怠等		1	6	6	13(+ 8)
被疑者事故等	2		9	7	18(+15)
情報管理・取扱不適切			2		2(± 0)
職権濫用・収賄供応等	1	1	4	3	9(-12)
犯人隠避等			2		2(- 7)
公文書偽造・毀棄、証拠隠滅等		1	3		4(- 4)
物品管理不適切等				1	1(- 1)
その他の勤務規律違反等		3	14	11	28(+10)
暴行・傷害等		2	3	4	9(- 4)
窃盗・詐欺・横領等	11	9	18	2	40(+10)
交通事故・違反	4	12	4	9	29(+ 6)
異性関係	6	16	51	20	93(+34)
その他の法令違反等	3	2	9	14	28(+17)
監督責任					0(± 0)
計	27 (+ 4)	47 (- 2)	125 (+42)	77 (+28)	276(+72)

※ () 内は前年同期比を示す。

公安委員会	令和4年における日・米重大犯罪防止対処	令和5年2月9日
説明資料No. 4	協定(PCSC協定)の実施状況について	刑事局

1 協定について

「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（以下「PCSC協定」という。）は、査証免除制度の下での安全な国際的渡航を円滑化し、及び日・米両国の国民の安全を強化するため、必要な指紋情報等を交換する枠組みを定めたもの（平成31年1月5日発効）。

2 令和4年中のPCSC協定の実施状況

「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の適正な実施の確保に関する規則」（平成30年国家公安委員会規則第16号、以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、PCSC協定の実施状況（令和4年中）について、以下のとおり報告する。

- (1) 警察庁が第一次照会で指紋情報の記録があるとして自動回答した件数
（規則第7条第1項第1号関係） 7 件
- (2) 前記回答の第二次照会がないことに対する照会目的の説明を要請した
件数（規則第7条第1項第2号関係） 6 件
- (3) 合衆国連絡部局からの第二次照会の件数（規則第7条第1項第3号関
係） 1 件
- (4) 合衆国連絡部局への第二次照会の回答の利用結果について通報を要請
した件数（規則第7条第1項第4号関係） 1 件

公安委員会	改正道路交通法の施行後の状況	令和5年2月9日
説明資料No. 5	(令和4年中)について	交通局

1 令和2年改正道路交通法の概要 (令和4年5月13日から施行)

(1) 高齢運転者対策の充実・強化関係

- 75歳以上で一定の違反歴がある者は、運転免許証更新時に運転技能検査を受検。
- 検査の結果が一定の基準に達しない者については、運転免許証の更新を行わない。
- 申請により、普通免許で運転することができる普通自動車の種類を「サポートカー」(※)に限定する条件を付与。

(※) 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えた自動車

(2) 第二種免許等の受験資格の見直し関係

- 受験資格特例教習を修了した者は、第二種免許・大型免許等の受験資格を緩和(21歳・3年以上等→19歳・1年以上)。
- 本来の受験資格が定める年齢(21歳等)に達するまでの間に違反をして一定の基準に達した場合は、若年運転者講習の受講を義務付け(不受講者等は特例を受けて取得した免許を取消し)。

2 施行状況 (令和4年12月末)

(1) 高齢運転者対策関係

- 運転技能検査
受検者数：77,083人、合格者数：69,041人、合格率89.6%
平均待ち日数：33.2日
- サポートカー限定条件
サポートカー限定条件の付与を受けた者の数：14人

(2) 第二種免許等の受験資格の見直し関係

- 受験資格特例教習の修了者数：711人
- 受験資格特例教習による免許取得者数：533人
(大型：208人、中型：33人、大型二種：85人、中型二種：1人、普通二種：206人)

3 今後の方針

- 高齢者講習や運転技能検査を受けた者のその後の事故の発生状況等を分析するなどして、引き続き、必要な対策について検討を進める。
- 合理化・効率化した高齢者講習及び認知機能検査を適切に運用し、受講・受検の円滑化を図る。
- 受験資格特例教習等の制度を適切に運用するとともに、道路運送事業を所管する国土交通省や関係業界等と連携し、事業用自動車による交通事故の抑止を図る。